平成２６年（フ）第２９号
静岡県富士市緑町８番６号　サンヒルズⅡ―401号
債務者　中尾　　潤
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第７号
三重県津市高茶屋小森町1944番地　アミーゴナカヤマ１Ｂ
債務者　松本　　治
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第７９２号
神戸市垂水区福田２丁目３番35―401号
債務者　市岡　　正
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９３号
神戸市東灘区御影塚町２丁目２番21号　サエラ御影塚町406号、従前の住所神戸市東灘区住吉本町１丁目17番10―102号
債務者　星加　富一
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１３０号
神戸市灘区福住通５丁目２番14―305号、従前の住所神戸市兵庫区大開通10丁目３番12―308号
債務者　呉島麻紀こと弘中麻紀こと　呉　　麻紀
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４９号
神戸市長田区駒ヶ林町６丁目４番11号
債務者　三宅　正二
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５０号
神戸市長田区駒ヶ林町６丁目４番11号
債務者　三宅　智穂
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５２号
島根県松江市学園南１丁目16番30―205号　スカイハイツくにびき、旧住所島根県松江市田和山町132番地
債務者　勝部　愼二
1　決定年月日時　平成26年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第３７号
福岡県久留米市善導寺町与田176番地２　１階
債務者　白石　玲子
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第５３号
宮崎県東諸県郡綾町大字北俣5368番地１、前住所宮崎県都城市吉之元町5081番地１
債務者　安藤　公子
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第９号
長野県諏訪市大字四賀7767番地１　飯島高田コーポ105号
債務者　河野　和敏
1　決定年月日時　平成26年３月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２６年（フ）第４号
山口県下関市新地町１番１―1002号　市営新地住宅１
債務者　池崎　　守
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第２２号
福岡県飯塚市小正646番地24
債務者　深町　治代
1　決定年月日時　平成26年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２６年（フ）第２３号
福岡県飯塚市大日寺414番地45
債務者　杉山　道夫
1　決定年月日時　平成26年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２６年（フ）第２６号
大分県別府市天満町14番30号　藤田アパート10号
債務者　髙田今日子
1　決定年月日時　平成26年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３６号
大分県由布市湯布院町川上459番地２
債務者　益田　裕治
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１８９号
富山市追分茶屋４番地６
債務者　新堀　隆行
1　決定年月日時　平成26年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
富山地方裁判所民事部